

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

宮崎県宮崎市下原町二五〇番地一

有限会社日本料理うめ田

清算人 梅田 榮二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

宮崎県日向市亀崎東一丁目四番地

有限会社島田自動車工業所

清算人 島田伸一郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

沖縄県豊見城市字高安八八七番地一

サウス・ダ・ジュールA一四

株式会社モロミ

代表清算人 諸見 淳也

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

札幌市北区北二十一条西八丁目二番二〇

札幌北二十一条ハイツ管理組合法人

清算人 佐藤 文昭

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年三月三十一日鶴岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

山形県鶴岡市茅原町一三番一四の一号

鶴岡市茅原北土地区画整理組合

代表清算人 安達 修一

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目六七番地の七

医療法人社団田口歯科医院

清算人 田口 博

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月二十一日理事会及び評議員会の決議により令和八年三月三十一日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

横浜市鶴見区寺谷二丁目二番地二六号

学校法人若葉会佐藤学園

清算人 佐藤 巖

解散公告(第一回)

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

新潟県新潟市東区宝町一番一六号

医療法人社団貴慎会

清算人 芝崎 素子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月二十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

山梨県北杜市長坂町長坂上条一三五三番地

宗教法人秋葉神社

清算人 弁護士 伏見 彩

山梨県甲府市丸の内一丁目一六番

一〇号トラストワンビル19 三階B

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

静岡県掛川市原川一三番地の二

医療法人社団掛川三浦医院

清算人 三浦 都子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月二十一日開催の評議員会及び理事会の決議により、令和八年三月二十九日大阪府教育長の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

大阪府泉南郡岬町多奈川谷川一九〇五番地の二四

学校法人教円学園

清算人 浅井 周英

解散公告(第一回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

大阪府枚方市大字穂谷四五六一番地の三

農事組合法人枚方畜産組合

清算人 平野 宏久

解散公告(第一回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

奈良県大和郡山小南町五六番地

宗教法人真宗大谷派願誓寺

清算人 藤本 久子

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

広島県三次市十日市東三丁目七番六号

医療法人社団こさこ皮膚科クリニク

清算人 小迫 雅敏

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月九日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

北九州市門司区下二十町四番一二号

宗教法人教善寺

清算人 村上 匡一

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

熊本県菊池郡大津町杉水一〇五四番地

農事組合法人杉下自給飼料生産組合

清算人 小山 博文

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月十七日熊本地方裁判所の山鹿支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

熊本県山鹿市山鹿三七七番地

宗教法人實相寺教会

清算人 弁護士 田中 俊夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

大分県大分市大字駕野字行衛一〇一八番地の一

医療法人厚明会

清算人 小野 哲男